

お子さんのインターネット利用について 保護者としてできること



SNS等によるネットトラブル・ネットいじめ・個人情報流出
見知らぬ人とつながる・ゲームサイトの高額請求
有害サイトからの架空請求、無料動画配信サイト等、問題がいっぱい！

ペアレンタル・コントロール（保護者による管理） がとても大切です！



フィルタリングの管理

スマホ・携帯は購入時に販売店で
フィルタリングの設定をしましょう。

ゲーム機等は、取扱説明書や各社
ホームページの案内に従って
フィルタリングの設定をしましょう。

- ※ 保護者が使っていたスマホをお子さんに使わせる場合は、販売店でフィルタリングサービスを受けるか、アプリフィルタリングを使いましょう。
- ※ iPhoneについては、販売店によるフィルタリング設定をするとともに、機種ごとに機能制限を設定する必要があります。
- ※ お子さんにせがまれても安易にフィルタリングを解除しないようにしましょう。

フィルタリングは最低限必要な対策です。



ルールの管理

お子さんと一緒に、納得して
守っていけるルールをつ
くりましょう！



知らない人に誘われ
ても会わないよ

夜中に友達とライ
ンはしないよ

ネット利用の管理

本当に必要なアプリかどう
か、家庭で話し合っ
て決め
ましょう。
アプリをダウンロードする際
のパスワードは保護者が管
理しましょう。



アイコンは架空のもので

ペアレンタルコントロール（保護者の管理）

◎ 子ども達に、社会の一員として社会のルールを学び守らせるように、インターネットを正しく利用していくために必要な**3つの力「判断力」「自制力」「責任力」**が備わるまで、子どもの成長に合わせた親の管理（ペアレンタルコントロール）が必要です。

◎ フィルタリングの管理

- ・ 違法・有害情報から子どもを守る最も有効な手立てがフィルタリングです。購入時に必ず設定しましょう。
 - ・ 機種買い替えなどで、保護者のお古（中古）を子どもに貸し与える場合は、販売店でフィルタリングサービスを受ける手続きを忘れないようにしましょう。
 - ・ 「LINE等の無料通話アプリが使えない」などの理由で、安易にフィルタリングの解除に同意しないでください。機種の設定やフィルタリングの設定で解決できます。
- ※ 法律と県条例で、フィルタリングは保護者の義務として定められています。

◎ ルールの管理

- ・ スマホは保護者が子どもに貸し与えているものだということを理解させましょう。
【例】「私のスマホ」ではなく「保護者が契約しているスマホを使わせている」
 - ・ 子どもと一緒に話し合い、子ども自身が納得して守れるルールを作りましょう。
【例】利用する時間を22時までとする。（深夜における無料通話アプリの利用制限）
インターネットで知り合った人とは会わない。
勝手にグループ紹介をしない、求めない。
 - ・ 定期的にルールが守られているか確認をしましょう。
 - ・ ルールが守れなかったら「禁止」とか「取り上げる」は、反発を招きます。（子どもたちにとって友達との連絡手段を奪うことは、保護者が想像する以上に受け入れられないことだということを理解しましょう。）なぜ守れなかったのか、守るためにはどうしたらよいかを話し合いルールを修正しましょう。
- ※ ルール作りの詳細については、県警ホームページを参照してください。

◎ ネット利用の管理

- ・ 本当に必要なアプリかどうか子どもと話し合い、新しいアプリをダウンロードする際のパスワードは、保護者が管理し、子どもが勝手にダウンロードしないように管理しましょう。
 - ・ 機種の機能制限や解除のためのパスワードは、全て保護者が管理し、子どもが自由に制限を解除できないようにしましょう。
 - ・ 子どもがフェイスブックやツイッターの投稿を始めた場合、保護者もフォロワーになるなどして、投稿内容を把握し、適切な指導を行きましょう。
- ※ 子どもの成長度合に合わせて、段階的に制限を解除していきましょう。



神奈川県警察ホームページ
「インターネットを使うときの
やくそく」について
(保護者・教職員向け)



神奈川県警察ホームページ
インターネットがもたらす危険性と
ペアレンタルコントロールの重要性

神奈川県警察ホームページには、上記以外にも多くの情報があります。ぜひご覧ください。



お子さんにスマホを持たせる前に スマホの特性や危険性を理解しましょう

スマホは、豊富なコンテンツを利用できる便利なツールです。
しかし、使い方を誤るとトラブルや事件に巻き込まれ、
ときには取り返しのつかない事態となることがあります。
スマホの特性や危険性を理解した上で、
お子さんと話し合ってから持たせるか決めましょう。

違法・有害情報へのアクセス

知らない間に犯罪加害者になってしまう
ことも



SNSトラブル

何気ない一言から、いじめや
仲間はずれに



個人情報流出

写真から個人や自宅が特定され、
ストーカーや空き巣被害に



ゲームや SNS の長時間利用

依存症につながるおそれも



児童ポルノ事犯の「自画撮り被害」に注意！！

SNS等で知り合った相手にだまされたり、脅されたりして自分の下着姿や裸の画像を撮影させられた上、メール等で送られる被害に遭った県内の児童のうち、半数近くは中学生です。青少年に対して児童ポルノ等の提供を求めることは、条例で禁止されています。



自画撮り被害の実態を動画で配信中



SNS上で友達を見つけたりかちゃん。いつしか何でも話せる心の支えになっていたのですが、ある日を境に態度が豹変。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ie2/animation/kanakanakazoku/42kanakanakazoku.html>



トラブルを回避するために

フィルタリングは必ず設定を

- 青少年が使用するスマホを購入するときは、お店でフィルタリング設定をしてもらう必要があります。
- お子さんにせがまれても、安易にフィルタリングを解除しないでください。
- フィルタリングには、お子さんの成長に合わせ、見たいサイトを閲覧可能にするカスタマイズ機能の備わったものも多数あるので、効果的に活用しましょう。



SHOP



親子で一緒に我が家のルールを作りましょう

- 全ての危険をフィルタリングで回避することはできません。お子さんとよく話し合い、成長に合わせたルールを作りましょう。



ルールの例

- サイトへのアクセスは慎重に
- 個人情報は書き込まない
- 人を傷つける書き込みはしない
- 困ったときはすぐに相談
- 午後10時以降は使用禁止

お子さんのインターネット利用についての詳しい内容はホームページで

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t7e/cnt/f4151/p756581.html>



危険！子どもたちの深夜外出

青少年保護育成条例

神奈川県では青少年(18歳未満)の 午後11時～午前4時の外出を禁止しています※



犯罪被害に遭う可能性が
高まります。

条例では保護者同伴での深夜外出も
制限されています。

生活習慣の乱れにつながり、深夜外出への抵抗感を下げ、
将来の単独での外出を助長するおそれがあります。
深夜に青少年を見かけた場合は、最寄りの警察署・交番に通報しましょう。

※緊急時など特別な事情がある場合を除きます。

もしもし
警察ですか？



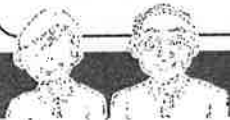
ダメです！ 未成年者の喫煙・飲酒

20歳未満の人の喫煙・飲酒は
法律で禁じられています。



未成年者喫煙禁止法
未成年者飲酒禁止法
青少年喫煙飲酒防止条例

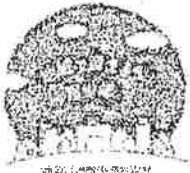
- 発育中の心身に様々な悪影響を及ぼします。
- 規範意識の低下や非行につながるおそれがあります。
- ・ 日頃から家族で話し合う時間を持ち、お子さんの喫煙や飲酒を未然に防止しましょう。
- ・ たばこや酒類の自動販売機用の成人の識別ができるカードをお子さんに使用されないようにしてください。
- ・ たばこや酒類の買い物をお子さんに頼まないようにしましょう。



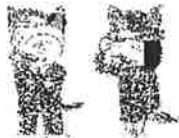
地域で見守っています

～青少年の非行防止や健全な育成のために、
地域に根ざした様々な活動を実施中！～

神奈川県青少年指導員
地域で育てよう！青少年。



少年補導員
ひと声かけて
非行・被害防止！！



シヤンパート部部 シェリール部

危険です！ JKビジネス

青少年保護育成条例

女子高校生等に「添い寝」「ひざ枕」「散歩」
等のサービスをさせる、「JK ビジネス」
が出現し、青少年が性犯罪やストーカー
などの被害に遭っています。こうしたお
店で、青少年を働かせることは、条例で
禁止されています。



万が一、お子さんが勧誘されたり、
雇用されたりした場合は、警察にご相談ください。

親も子も、一人で悩まないで



子どもや若者の悩みに対する一次相談窓口

■ かながわ子ども・若者総合相談センター

☎045-242-8201 (火～日/9:00～12:00, 13:00～16:00)

■ 神奈川県西部青少年サポート相談室

☎0465-35-9527 (月～金/10:30～12:00, 13:00～16:00)

非行問題・いじめ・犯罪被害等に関する相談

■ 県警察ユーステレホンコーナー

☎0120-45-7867 (平日/8:30～17:15)

神奈川県・神奈川県警察本部

お問合せ 神奈川県青少年課 地域環境グループ ☎045-210-3848 (直通) FAX 045-210-8841

青少年保護育成条例や青少年喫煙飲酒防止条例の詳細内容はホームページを検索！条例に関する出前講座も実施中！

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t7e/cnt/f4151/> 検索 かながわの青少年行政 (令和2年6月作成)